



建設関連協会各位

事務連絡
平成20年6月17日

県土整備部監理課長

「平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金」および
「平成20年度青森県建設業者等新分野進出発掘事業補助金」の募集について

県では、建設業者等の新分野進出を促進するため、新分野進出を果たした建設業者等および新分野進出を検討している建設業者等に対し、補助金を交付しますのでお知らせします。
また、恐れ入りますが、協会会員の方への情報提供をお願いいたします。

記

1 平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金

新分野進出を果たした建設業者等の新分野事業での事業拡張及び販路開拓等に要する経費について、200万円を上限として補助金を交付します。

※別添「平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金について」をご覧ください。

2 平成20年度青森県建設業者等新分野進出発掘事業補助金

新分野進出を検討している建設業者等が行う新分野進出に必要なビジネスプランの策定等に要する経費について、50万円を上限として補助金を交付します。

※別添「平成20年度青森県建設業者等新分野進出発掘事業補助金について」をご覧ください。

問い合わせ先

県土整備部 監理課 建設業振興グループ 担当：鷹幸
〒030-8570 青森市長島1-1-1
電話：017-734-9706 FAX：017-734-8178
E-mail：hiroyasu_takako@pref.aomori.lg.jp

建設業支援ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/kensetsu-sien/>
応募に必要な様式等がホームページに掲載してありますのでご利用下さい。



平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金について

1 趣旨

県では、建設業者等の新分野進出を促進するため、新分野進出を果たした建設業者等の新分野事業での事業拡張及び販路開拓等に要する経費について、当該建設業者等に対し、青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金を交付するものとします。

2 概要

①対象事業者

建設業者等

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で主たる営業所を青森県内に有する者

イ 新分野進出を目的とする法人で、アに該当する者が出資、役職員の派遣等によりその設立又は運営等に関し主体的に関与すると認められるもの

②対象事業

(1) 平成16年度から平成19年度までの間に青森県が実施した「建設産業再生・活性化促進事業」又は「建設産業新分野進出チャレンジ事業」を活用した事業

(2) その他新分野進出に該当すると知事が認める事業

※新分野進出の定義について

建設業者等が日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）へ進出することをいうものとします。

③補助対象経費

経費区分	内 容
原材料、消耗品費	事業の実施に直接必要な原材料、副材料及び消耗品の購入に要する経費
機械装置、工具器具、備品費	事業の実施に直接必要な機械装置、工具器具又は備品（耐用年数1年未満のものを除く。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
原材料、消耗品費	事業の実施に直接必要な原材料、副材料及び消耗品の購入に要する経費
販路拡大費	展示会出展経費、商談会参加経費、宣伝経費
調査・分析費	専門家謝金、打合せ等の旅費及び調査・分析等に要する経費（委託に関する経費も含む。）
試作費	加工品等の試作に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

⑤補助金額

補助対象経費の3分の1に相当する額又は200万円のいずれか低い額以内の額

（予算総額600万円）

⑥採択件数

予算の範囲内

3 申請方法等

①申請期間 第1次募集：6月23日（月）から7月4日（金）必着まで。

第1次応募者の採択（不採択）決定後は随時受け付けます。

②申請書類

(1) 平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 補助事業計画書（第2号様式）

(3) 収支予算書（第3号様式）

(4) 建設業者の建設業許可通知書の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

③提出先（郵送または持参）

青森県 県土整備部 監理課 建設業振興グループ 担当：鷹幸

青森市長島1丁目1番1号

3 申請方法等

①申請期間 第1次募集：6月23日（月）から7月4日（金）必着まで。

第1次応募者の採択（不採択）決定後は随時受け付けます。

②申請書類

- (1) 平成20年度青森県建設業者等新分野進出発掘事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 補助事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 建設業者の建設業許可通知書の写し
- (5) 新分野進出に関する協定書（グループで申請の場合のみ）
- (6) その他知事が必要と認める書類

③提出先（郵送または持参）

青森県 県土整備部 監理課 建設業振興グループ 担当：鷹幸
青森市長島1丁目1番1号

4 補助事業予定者の採択（不採択）通知方法

補助事業予定者決定後は、青森県建設業者等新分野進出発掘事業採択（不採択）通知書により通知します。

5 全体スケジュール

	第1次募集	第1次応募者の採択（不採択）決定後
①申請期間	6月23日（月）～7月4日（金）	随時
②審査	7月中旬	申請から1ヶ月以内
③補助金交付決定	7月中旬（予定）	申請から1ヶ月以内
④事業着手	交付決定後	交付決定後
⑤状況報告書提出	12月上旬	12月上旬
⑥報告書提出	3月下旬	3月下旬

6 補助事業遂行時の注意事項

①補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後とします。

②補助金の支出は、事業完了後の実績報告書提出以降です。

事業期間内は、補助対象経費であっても支払が先行することになるため、資金確保が必要となります。
（自己資金、つなぎ短期資金など）

③補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管して下さい。

④補助事業に関して提出された事業計画書類等は返却しません。また、公文書開示請求の対象となります。

7 問い合わせ先

県土整備部 監理課 建設業振興グループ 担当：鷹幸

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-734-9706 FAX：017-734-8178

E-mail：hiroyasu_takako@pref.aomori.lg.jp

建設業支援ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/kensetsu-sien/>

応募に必要な様式等が建設業支援のホームページに掲載してありますのでご利用下さい。

平成20年度青森県建設業者等新分野進出発掘事業補助金について

1 趣旨

県では、建設業者等の新分野進出を促進するため、新分野進出を検討している建設業者等が行う新分野進出に必要なビジネスプランの策定等に要する経費について、当該建設業者等に対し、青森県建設業者等新分野進出発掘事業補助金を交付するものとします。

2 概要

①対象事業者

建設業者等

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で主たる営業所を青森県内に有する者

イ アに該当する者を含む2者以上で構成するグループ

ウ 新分野進出を目的とする法人で、アに該当する者が出資、役職員の派遣等によりその設立又は運営等に関し主体的に関与すると認められるもの

②対象事業

(1) 新事業動向調査事業

新分野進出に必要な事前マーケティング及び先進事例調査等の調査事業をいいます。

(2) 試作・研究開発事業

新分野進出に必要な製品・技術・サービスの試作・研究開発に関する事業をいいます。

(3) ビジネスプラン策定事業

新分野進出する場合のビジネスプランを策定する事業をいいます。

※新分野進出の定義について

建設業者等が日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業（土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）へ進出することをいうものとします。

③補助対象経費

経費区分	内 容
原材料、消耗品費	事業の実施に直接必要な原材料、副材料及び消耗品の購入に要する経費
機械装置、工具器具、備品費	事業の実施に直接必要な機械装置、工具器具又は備品（耐用年数1年未満のものを除く。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
調査・分析費	専門家謝金、打合せ等の旅費及び調査・分析等に要する経費（委託に関する経費も含む。）
外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費
直接人件費	研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る。（ただし、補助対象経費総額の1/2を超えない額とする。）
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

⑤補助金額

補助対象経費の3分の1に相当する額又は50万円のいずれか低い額以内の額
（予算総額250万円）

⑥採択件数

予算の範囲内

4 補助事業予定者の採択（不採択）通知方法

補助事業予定者決定後は、青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業採択（不採択）通知書により通知します。

5 全体スケジュール

	第1次募集	第1次応募者の採択(不採択)決定後
①申請期間	6月23日(月)～7月4日(金)	随時
②審査	7月中旬	申請から1ヶ月以内
③補助金交付決定	7月中旬(予定)	申請から1ヶ月以内
④事業着手	交付決定後	交付決定後
⑤状況報告書提出	12月上旬	12月上旬
⑥報告書提出	3月下旬	3月下旬

6 補助事業遂行時の注意事項

①補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後とします。

②補助金の支出は、事業完了後の実績報告書提出以降です。

事業期間内は、補助対象経費であっても支払が先行することになるため、資金確保が必要となります。
(自己資金、つなぎ短期資金など)

③補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管して下さい。

④補助事業に関して提出された事業計画書類等は返却しません。また、公文書開示請求の対象となります。

7 問い合わせ先

県土整備部 監理課 建設業振興グループ 担当：鷹幸

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-734-9706 FAX：017-734-8178

E-mail：hiroyasu_takako@pref.aomori.lg.jp

建設業支援ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/kensetsu-sien/>

応募に必要な様式等が建設業支援のホームページに掲載してありますのでご利用下さい。